

# 小野区規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、小野区（以下、区という）とする。

(区域)

第2条 区の区域は、春日井市小野町1丁目から6丁目とする。ただし区長が認めればその他の区域に居住する世帯も会員になることができる。

(会員)

第3条 区の会員は、前条に定める区域に居住する世帯をもって構成する。

(事務所)

第4条 区事務所は、春日井市小野町2丁目75番地「小野地区集会施設」内に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第5条 区は、相互の信頼と協力に基づき、地域社会の文化・体育及び生活環境の向上を図ると共に、会員相互の親睦及び地域住民の融和を深めることを目的とする。

(事業)

第6条 区は、前条の目的達成のため、次の事業を民主的かつ公平に運営する。

- (1) 文化・体育及び生涯学習振興に関する事業
- (2) 生活環境の向上、衛生思想普及等に関する事業
- (3) 防災、防犯及び交通安全に関する事業
- (4) 会員相互の親睦及び地域住民の融和に関する事業
- (5) 官公庁等外部団体との連絡、調整に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(事業年度)

第7条 事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第三章 役員

(役員)

第8条 区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 施設会計 1名
- (4) 渉外 1名
- (5) 夏祭長 1名

- (6) 庶務 1名
  - (7) 広報 1名
  - (8) 監査 1名
  - (9) 町内会会長 各町内から1名
  - (10) 町内会副会長 各町内から1名
  - (11) 組長 組数による人数
- (役員を選任)

第9条 役員を選任は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 区長は、前年度役員から立候補がなかった場合前年度の8条3～8から選出する。役員会及び通常総会において承認を得るものとする。
  - (2) 8条1～8は各町内会から選出し、その互選により各役職の分担を決め、通常総会において承認を得るものとする。
  - (3) 町内会会長及び副会長は、各町内会において選任し、組長は各組から選出する。
- (役員の責務)

第10条 役員責務は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、区を代表し会務を総括する。
  - (2) 会計は、区の予算の収支事務を管理する。
  - (3) 施設会計は、小野地区学習等供用施設の収支事務を管理する。
  - (4) 渉外は、副区長出席の会議に出席する。また、区長代理として出席する。
  - (5) 夏祭長は、夏祭り実行委員長を務める。
  - (6) 庶務は、夏祭り以外の町内会行事の実行委員長を務める。
  - (7) 広報は、総会・役員会の責任者として準備片付け、事務員との連絡を行う。
  - (8) 監査は、区・施設・町内会の会計を監査する。
  - (9) 町内会会長は、区及び町内の事業執行、連絡及び調整をする。
  - (10) 町内会副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその責務を代行する。
  - (11) 組長は、町内会会長と連絡を密にし、区及び町内の事業の推進にあたる。
- (役員任期)

第11条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、1年（通常総会で承認された後、次年度通常総会終了まで）とするが、任期満了であっても後任者が就任するまではその責務を負う。ただし、役員会及び通常総会の承認を得て、再任することができる。
- (2) 補充によって選任された役員任期は、前任者の任期期間とする。

(顧問)

第12条 区に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、区長が必要と認めた場合において、役員会で選出し、区長が委嘱する。
- (2) 顧問は、役員会の要請により会議に出席することができるが、議決権は有しない。
- (3) 顧問は、区の事業活動を精査し助言することができる。
- (4) 顧問任期は、原則として、該当年度内とする。

## 第四章 会 議

(会 議)

第13条 区の会議は、次のとおりとし、議長は区長とする。

- (1) 通常総会は、年1回開催し、事業及び会計年度終了後、すみやかに開催する。
- (2) 臨時総会は、必要と認められた場合において、区長が招集する。
- (3) 役員会は、月1回開催し、必要と認められた場合は、臨時役員会を区長が招集する。
- (4) 通常総会、臨時総会、役員会及び臨時役員会は、役員（組長を除く）で構成する。
- (5) 運営委員会は、必要と認められた場合において、8条1～8で構成し、区長が招集する。ただし、区長の承認により他の会員を会議に出席させることができるが、議決権は有しない。

(定足数及び決議)

第14条 会議の定足数及び決議は、次のとおりとする。

- (1) 役員（組長を除く）の過半数（委任状を含む）が出席し、出席した役員の過半数をもって行う。賛否同数の場合は、議長が決する。
- (2) 会議において決議された事項は、区の最高機関の決定事項として機能し、何人もこれを妨げられない。

(規約の改廃)

第15条 本規約の改廃は、総会において、役員（組長を除く）の過半数（委任状を含む）が出席し、出席した役員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

## 第五章 会 計

(収 入)

第16条 区の収入は、次のとおりとし、通常総会において承認を得るものとする。

- (1) 区費は、第2条に定める区域に居住する個人（集合住宅、店舗および工場併用住宅を含む）の世帯を対象として徴収する。
- (2) 協力費は、第2条に定める区域に立地されている商店、事業所及び工場等を対象として徴収する。
- (3) 市等の助成金、補助金、委託金
- (4) 寄付金等

(支 出)

第17条 区の支出は、次のとおりとし、通常総会において承認を得るものとする。

- (1) 支出については、役員会又は区長の承認を得て、会計が執行するが、緊急の場合はこの限りでない。ただし、直近の役員会で報告し承認を得るものとする。
- (2) 会計以外の者が執行する場合、区長の承認を得るものとする。
- (3) 会計は、総会等において、収支状況を報告する義務を負うと共に、会計簿等をいつでも閲覧できるように維持管理する。

附 則

- (1) この規約は、平成7年4月16日から施行する。
- (2) 平成26年4月6日 一部改正施行
- (3) 平成29年4月2日 一部改正施行
- (4) 平成30年4月1日 一部改正施行
- (5) 令和2年4月5日 一部改正施行
- (6) 令和4年4月3日 一部改正施行
- (7) 令和5年4月9日 一部改正施行
- (8) 令和6年4月14日 一部改正施行
- (9) 令和6年7月6日 一部改正施行